

資源有効利用設備設置費補助金について

精華町では、家庭におけるごみの減量化の促進及び限りある水資源である雨水の利用の推進を図るため、資源有効利用設備を設置された世帯に対し購入費用の一部を補助しています。

1. 対象者

町内に資源有効利用設備を設置した、町内に住所を有する世帯の世帯主

2. 対象となる資源有効利用設備

○ 生ごみ自家処理設備

(ごみの堆肥化及び消滅化を目的とするもので、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のもの)

電気式生ごみ処理機等 1個

EM菌処理容器 2個

コンポスト 2個

○ 雨水貯留施設

(雨水を貯留する貯留槽及び雨水貯留槽に関連する給排水設備で貯留した雨水を散水等に利用するための施設で、密閉式で害虫の発生を防止する構造のもの)

雨水タンク等 1個

3. 補助金額

①生ごみ自家処理設備 処理設備購入価格の2分の1以内(20,000円を限度とし、100円未満は切り捨てます。)

②雨水貯留施設 施設購入価格の4分の3以内(30,000円を限度とし、100円未満は切り捨てます。)

4. 申請方法

資源有効利用設備購入後3か月以内に所定の申請書に必要書類を添えて役場環境推進課へ提出してください。(申請者は世帯主に限る。)

〔提出書類〕 精華町資源有効利用設備設置費補助金交付申請書

(添付書類) 資源有効利用設備の購入領収書又は購入証明書

設備設置状況写真

その他必要と認める書類

5. 請求方法

精華町資源有効利用設備設置費補助金交付決定通知書を受けた後、精華町資源有効利用設備設置費補助金交付請求書を役場環境推進課へ提出してください。

(世帯主の振込み口座を記入)

6. その他

① 再度の補助金申請は、生ごみ自家処理設備に限り認められ、補助金の交付を受けてから5年経過後に申請が可能となります。

② この補助金は、一時所得に該当します。

7. 問い合わせ先

精華町役場 環境推進課 資源循環係(Tel 0774-95-1925)